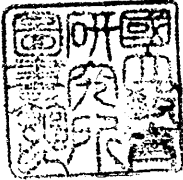


国立学校設置法の一部を改正する法律案要綱

- 一 国立大学に包括された旧制の諸学校のうち昭和二十五年限り職員及び学生定員がなくなるものの廃止について規定すること。
- 二 国立大学の学部のうち昭和二十六年度から名称変更又は新設されるものについて規定すること。
- 三 国立の短期大学の設置について規定すること。
- 四 国立大学に附置される研究所の新設又は合併について規定すること。
- 五 国立大学の学部⁽¹⁾に附属する学校、教育施設又は研究施設の設置について規定すること。
- 六 国立の各種学校に関する規定を削除すること。
- 七 国立学校に置かれる職員の定員を昭和二十六年度予算に対応するよう改正すること。
- 八 以上の改正に伴って関係条文を整理すること。

VI
85

6-23
93



天野 336